

8月号に引き続き、暴力団排除条項をいかに理解し、また同条項をいかに活用できるかを主眼にシリーズで解説します。3回目は、「表明・確約条項の導入」について解説しました。また、先月に引き続き暴対法第9条の「27」の行為からシリーズで禁止行為の抜粋したものを紹介します。最後に、他県の事例紹介しますので、是非参考にしてください。

タイトル・主な内容

タイトル: 表明・確約条項の導入

1 表明保証とは

契約を結ぶ際、相手方に対して「自分は反社会的勢力ではありません」と表明させ、「それは間違いありません」と確約させることを言います。表明・確約条項とは、先のとおり契約書や申込書に明記される条項のことです。排除を対外的に宣言することで、暴力団等の参入を抑制し、取引への介入を未然に予防できます。

2 表記・確約条項違反の法的効果

相手方が「虚偽の申告」をした場合には、契約の解除及び損害賠償請求ができることを特約として条項に定めておきます。さらに、相手方が反社会的勢力であることを明白に判定できない場合に備えて、相手方が反社会的勢力の疑いが生じた場合、それらの諸事情につき、当方から質問書を送付し、その回答を求めることあることを定め、回答書の不提出又は不十分な回答書については、相手方を反社会的勢力と見なし、契約を解除することができるとの条項を加えておくことより効果的です。

3 後に相手方が反社会的勢力であると判明した場合の措置

相手方は表明・確約条項違反、つまり契約違反となります。
このようにして、相手方が反社会的勢力であるという事実だけで、契約の解除及び相手方からの損害賠償請求を回避でき、さらに当方に損害が発生している場合、相手方に損害賠償請求をすることが可能となり、容易に反社会的勢力を契約関係から排除できることとなります。

暴力団対策法第9条で禁止されている「27」の行為から、今回、19号から21号まで抜粋しました。

- 19号 交通事故など示談に介入し、金品などを要求する行為
- 20号 商品の欠陥などを口実に損害賠償、購入した有価証券に因縁を付けた損失補てんを要求する行為
- 21号 「行政庁に対して」不当に許可などをする(不利益処分をしない)よう要求する行為

<暴追> 他県の相談事例 表題: 指定暴力団組員による恐喝未遂事案

平成31年3月、建設業者から「マンション建設現場に『全国人権解放連盟中央本部事務局長A』と名乗る男性が訪れ、近隣対策費名目で50万円を不当要求された」旨の相談を受理した。

「対応結果」

相談員は、対応時における録音措置、緊急時の110番通報等を教示するとともに、同建設現場直近には指定暴力団配下組織の組事務所があることから、警察への被害届の提出も検討するようとの助言・指導を行った後、直ちに相談内容を管轄警察署に連絡し、その後の捜査により、警察において令和元年5月初旬同組員を恐喝未遂事件の被疑者として逮捕し、また、同年6月初旬、暴対法9条違反に基づき「中止命令」を発出した。

